



DeCurret

2021年3月15日
株式会社ディーカレット

NEWSLETTER

DeCurret (ディーカレット)
ビットコイン・マイニングマシンの販売運用サービスの募集を開始

株式会社ディーカレット（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：時田一広、以下：当社）は、2021年3月15日（月）より、ビットコイン・マイニングマシンの小口販売および運用サービスの募集を開始したことをお知らせいたします。

ディーカレット
マイニングマシン
販売・運用サービス
募集開始!

募集期間
2021/03/15 0:00 ~
2021/03/25 23:55

2021年2月25日（木）に発表*¹いたしました通り、この度、当社は国内の暗号資産交換業者として初めて*²、ビットコイン・マイニングマシンの小口販売および運用サービスを提供いたします。

申込は先着順、募集期間は2021年3月25日（木）23:55までで、当社PCウェブサイトへログイン後、申込専用フォームよりお申し込みいただけます。



DeCurret

■サービスの詳細・お申込

以下より募集要項・注意事項をご確認のうえお申し込みください

<https://www.decurret.com/miningmachine/001/>

■お問い合わせ先

マイニングマシン販売・運用サービスに関するお問い合わせ

<https://www.decurret.com/support/>

※1：「国内初、ビットコイン・マイニングマシンの販売運用サービスを開始」

<https://news.decurret.com/hc/ja/articles/1500002962101>

※2：2021年2月25日現在、財務省関東財務局・近畿財務局に登録されている暗号資産交換業者27業者において初めて

■会社概要

企業名：株式会社ディーカレット

URL：<https://www.decurret.com/>

所在地：東京都千代田区富士見2-10-2

代表者：代表取締役社長 時田 一広

事業内容：デジタル通貨の取引・決済を担う金融サービス事業

暗号資産交換業者 関東財務局長 第00016号

認定資金決済事業者協会：一般社団法人日本暗号資産取引業協会

■暗号資産取引に係る主なリスク等

・暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。当社の取扱う暗号資産は、インターネット上で取引や発行が行われる「分散型暗号資産」であり、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されていません。

・暗号資産は、国・地域における法令その他の規制により、当該国・地域において利用又は保有が制限される場合があります。

・暗号資産取引では、取引価格の変動により、暗号資産の価値が著しく減少する可能性や損失が生じる可能性があります。

・暗号資産取引は、暗号資産を売買する際の売買価格差があり、相場急変時や流動性の低下時等は、売買価格差が広がることや、注文受付を中断する等により、意図した取引ができない可能性があります。

・暗号資産における移転の仕組みの破たんその他の理由に、暗号資産の価値自体が無価値となる可能性があります。

・倒産その他の事由により当社の事業継続に支障が出た場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができなくなる可能性があります。



DeCurret

- ・秘密鍵を紛失した場合、保有する暗号資産を利用することができなくなり、その価値を失う可能性があります。また、秘密鍵を第三者に知られた場合には、お客様に不測の損失が生じる可能性があります。
- ・暗号資産は、対価の弁済を受ける取引相手の同意がある場合に限り、代価の弁済のために使用することができます。
- ・暗号資産取引に際しては「契約締結前交付書面」や「取扱暗号資産の概要説明書」等をあらかじめよくお読みいただき、内容を十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。ご不明な点がある場合には、必ずお取引開始前にご確認ください。
- ・注文発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際に約定した価格との間に差が生じる場合があります。お客様ご利用の端末と当社取引システム間の通信及び、相場の急変等でお客様の注文を受け付けた後の当社取引システムにおける約定処理に時間を要することで発生し、お客様にとって有利又は不利に働く場合があります。
- ・災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他当社の管理し得ない事情により、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。
- ・当社において各商品・サービスごとに所定の手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、<https://www.decurret.com/fees/> をご参照ください。
- ・「暗号資産」とは、資金決済に関する法律第2条第5項に定める暗号資産を指しますが、当社では一部で「仮想通貨」又は「暗号資産（仮想通貨）」と表記させていただく場合があります。

※本ニュースレターに記載されている社名、製品名などは、各社の登録商標または商標です。